事務所通信　No.329　　令和５年３月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

◆老齢年金の繰下げ制度の一部改正◆

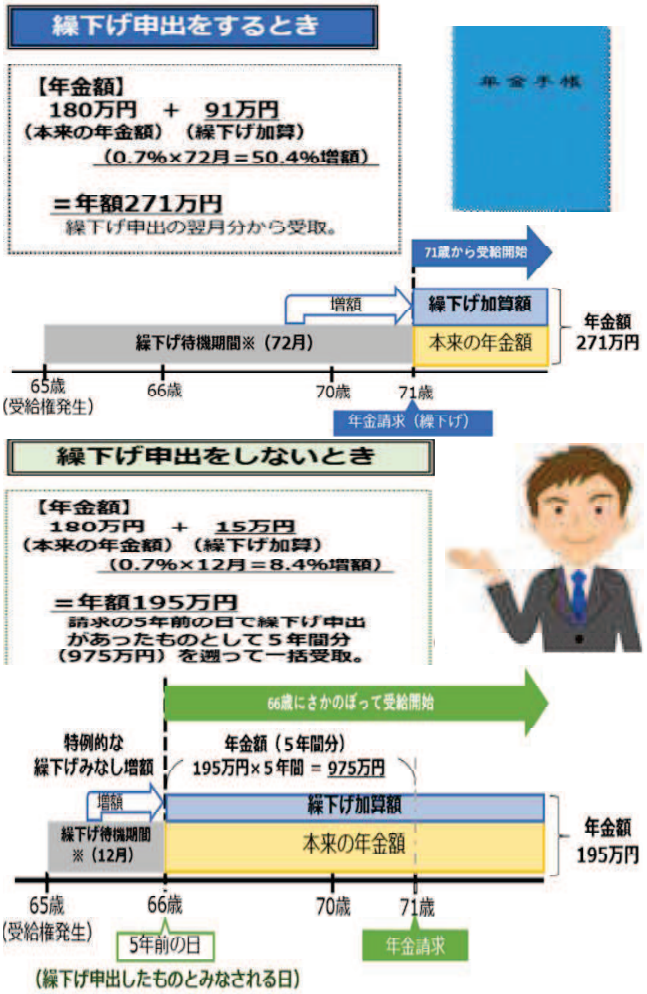
特例的な繰下げみなし増額制度が開始されます

〇制 度 内 容

令和４年４月から老齢年金の繰下げ受給の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。令和５年４月から70歳以降も安心して繰下げ待機を選択することができるよう制度改正が行われ、70歳到達後に繰下げ申出をせずに遡って年金を受け取ることを選択した場合でも、請求の５年前の日に繰下げ申出したものとみなし増額された年金の５年間分を一括して受け取ることができるようになります。

〖令和５年４月１日施行〗

例、71歳まで繰下げ待機、71歳時点で年金請求



※65歳以降に厚生年金保険に加入した期間がある場合や、70歳以降に厚生年金保険の適用事業所に勤務した期間がある場合に、在職老齢年金制度により支給停止される額は増額の対象になりません



〇対 象 者

特例的な繰下げ増額制度の対象となる方

① **昭和27年４月２日以降生まれの方**
（令和５年３月31日時点で71歳未満の方）

② **老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日が平成29年４月１日以降の方**
（令和５年３月31日時点で老齢基礎・老齢厚生年金の受給権を取得した日から起算して６年を経過していない方）

※80歳以降に請求する場合や、請求の５年前の日以前から障害年金や遺族年金を受け取る権利のある場合は、特例的な繰下げみなし増額制度は適用されません

※過去分の年金を一括して受給することにより、医療保険、介護保険の自己負担や保険料、税金等に影響する場合がありますのでご注意ください

留 意 事 項

※特例的な繰下げみなし増額制度と繰下げ上限年齢の引上げの対象者は同一ですが、施行日が異なっているため、令和４年度中70歳に達する方（昭和27年４月２日～昭和28年４月１日生まれ）が、令和５年３月31日までに請求を行なった場合、特例的な繰下げみなし増額は適用されません。

手続きは、令和５年４月１日から可能となます

◆ 労働保険年度更新のお知らせ ◆

年度更新の時期が近づいてきました。令和４年４月から令和５年３月までの賃金台帳及び建設事業につきましては、元請金額等の資料をご用意下さい。

◆健康保険・介護保険の料率改定◆

○令和５年３月分保険料より、健康保険・介護保険の料率が以下のとおり改定されます。



健康保険料率（協会けんぽ新潟支部）

9.33%（被保険者4.665%）･･･**変更あり**

介護保険料率（協会けんぽ全国共通）

1.82%（被保険者0.91%） ･･･**変更あり**

厚生年金保険料率　（全国共通）

18.300%（被保険者9.15% ･･･**変更なし**

注）３月支給の賞与がある場合、改定後の料率で計算した保険料を控除してください。

注）保険料を当月引きされている場合、３月に支払う給与から保険料率を適用して下さい。

◆　令和５年度の雇用保険料率　◆

負担者 / 事業の種類	①労働者負担（失業等給付・育児休業給付の保険料率のみ）	②事業主負担	失業等給付・育児休業給付の保険料率	雇用保険二事業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
（令和４年10月～）	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
（令和４年10月～）	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

（枠内の下段は令和４年10月～令和５年３月の雇用保険料率）

※　園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

○雇用保険料率が引き上げられる理由

雇用保険料率引き上げの背景には、雇用保険の財源不足があります。新型コロナ禍で雇用を下支えするため、一定の要件を満たす事業主には「雇用調整助成金」を給付してきました。令和４年12月16日までの支給決定額は、６兆2,400億円を超えています。雇用保険の財政悪化を改善し、積立金残高を一定の水準に戻すため、雇用保険料率が引き上げられることになりました。

◆　令和４年外国人雇用状況　◆

厚生労働省は、令和４年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を公表しました。

外国人労働者数は約182万人。過去最高を更新



○外国人労働者の状況　（上位３か国）

・外国人労働者数は 1,822,725 人

国籍別では、ベトナムが最も多く 462,384 人（全体の25.4%） 次いで中国 385,848 人（同21.2%） フィリピン 206,050人（同11.3%）

・外国人を雇用する事業所数は、全国で298,790

東京 76,211（全体の25.5%） 愛知 23,850（同8.0%） 大阪 23,413（同7.8%）



○事業所規模別の状況

外国人を雇用する事業所数は、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の61.4%、外国人労働者全体の35.8%となっています。

○産業別の状況

外国人を雇用する事業所は、「卸売業・小売業」が最も多く、全体の18.6%となっています。

令和６年３月新規高卒者の採用選考期日

文部科学省及び厚生労働省において高等学校就職問題検討会議を開催し、令和６年３月に高校を卒業する生徒の採用選考期日等について、以下のとおり取りまとめ公表されました。



〖令和５年２月７日公表〗

令和６年３月新規高等学校卒業者の採用選考期日等

- ハローワークによる求人申込書の受付開始 ･･･････ 6月1日
 ※　高校生を対象とした求人については、ハローワークにおいて求人の内容を確認したのち、学校に求人が提出されることとなります。
- 企業による学校への求人申込及び学校訪問開始 ･･･････ 7月1日
- 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 ･･･････ 9月5日（沖縄県は8月30日）
- 企業による選考開始及び採用内定開始 ･･･････ 9月16日

高等学校卒業者の採用をお考えの事業主は、期日の確認をお願いします



■ 拾い読みの読書

「挫折」というチカラ

人は折れたら折れただけ強くなる

著　者／　原　晋（青山学院大学陸上競技部監督）

出版社／　マガジンハウス新書　1,000円＋税

P29　挫折経験が足りなくなっていることの原因は明白です。社会全体が失敗させない風潮にあることです。失敗させないためには、挑戦もさせない。挑戦するにしても、できるだけ周りが経験則や知恵を授けて、失敗を最小限にとどめている。つまり、リスクヘッジばかりの人生を歩ませているということです。

P31　「挫折」とは、自分で目標を立て、そこに向けて必死の努力をしたけれども「外的要因」に打ちのめされて、それを達成できなかった経験だと私は考えます。それに対して「失敗」とは、現状に甘んじて行動を起こさない、あるいは何も考えず前と同じことをして、結果が出ないことを指します。

P120　スタートラインが違うなら、もともと優秀な人以上の努力や、自分なりの戦略を考えよ。

P145　部下が自分よりも能力がある時に、どう指示をするか。単にマネジメントとして何かをするのかを考えるのではなく、自分が真摯に努力する姿を見せる方が、人を動かせるのではないかと私は考えます。

P193　どんなに会社から「君は価値がない存在だ」と思われても、そこに対抗すべく頑張りを見せれば必ず結果は付いてきます。大切なのは自分に価値がないと思い込まないことです。

P217　人は一人では生きられません。自分の心の核がどんな揺るぎないものだとしても、絶望の中で間違った判断をしてしまうことがあります。ですから、同志を見つけて下さい。同志の存在は挫折を乗り越える力を倍にしてくれます。私の言う同志とは「理念を共有できる人」のことです。

■ 拾い読みの読書

ゆるい職場

若者の不安の知られざる理由

著　者／　古屋　星斗

出版社／　中公新書ラクレ　900円＋税

P26　この早期退職が発生する原因については、これまで、新入社員が就職前に想像していた職場イメージと現実のギャップによるものが存在すると考えられ、これを「リアリティショック」と呼んできた。

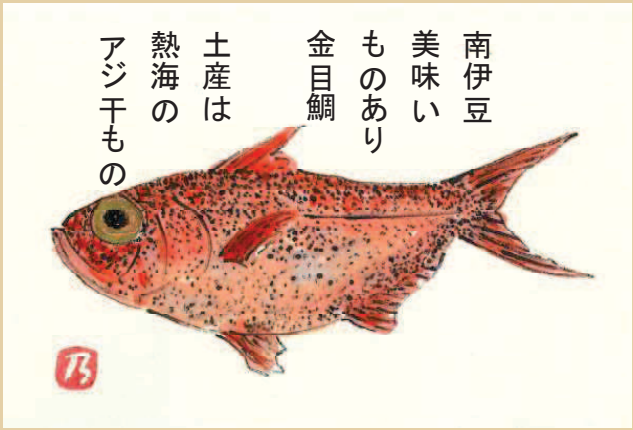
P46　若者はなぜ会社を辞めるのか・・・それは「仕事がきつくて辞めたい」と思っている若者と並んで「仕事がゆるくて辞めたい」と思っている若者が多数存在していることだ。

P65　私はこの「職場がゆるくて辞める」状況を「不満型転職から、不安型転職へと変わった」と理解している。

P97　“大人化”した新入社員と、ある種の大人としての通過儀礼を通っていない新入社員が混在しているということである。

P241　「目的地のない船に追い風は吹かない」自身の向かう方向を決めて、初めて今の環境が良いか悪いか判断できる。自分で選ぶ実感が、この環境判断の感覚を研ぎ澄ましていくだろう。

■ 絵手紙通信



南伊豆を訪ねました。

0.1分咲きの河津桜が寒風に震えていました。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (329号)

■ 「昔はよかった」 (R5.1.23)

▲1月14日の日経コラムの「昔はよかった」で始まる一文を読んで、自分が良かったと感じる時代は何時(いつ)かと思い巡らせた。

▲親元から離れ自由を満喫した学生時代、夢を抱いて社労士試験や実務の勉強に励んだ修行時代、生みの苦しみの中にも少しずつ前へ進む喜びを感じた開業初期、仕事も遊びも一気に増えたバブル景気期、事務所の職員、有資格者の数が増えた時期、青年会議所やロータリークラブなどの活動で多くの友人､知人と出会った時期・・・。

▲それぞれが良き時代と感じつつ、重苦しさも感じるのだ。将来の不安を抱いた学生、修行時代、現実の厳しさ、己の未熟さに打ちのめされた開業初期、そして何よりも、家庭を持ち、夢を持ち、借金、お客様、職員が増えるとともに心の奥底で感じ続けた「今、死んではいられない」との責任の重圧がそう思わせたのだろうか。

▲そして、数年前に遺言を書き、昨年、事務所を３人の後継者に承継してその重圧から解放されてか、今が一番良い時と思えるのだ。

▲NHKの朝ドラ「花子とアン」の校長先生の言葉「今から何十年後かに、あなた方がこの学校生活を思い出して、あの時代が一番幸せだった、楽しかったと心の底から感じるのなら、わたしはこの学校の教育が失敗だったと言わなければなりません。人生は進歩です。若い時代は準備のときであり、最上のものは過去にあるのではなく将来にあります。旅路の最後まで希望と理想を持ち続け進んでいくものでありますように」を思い出す今、旅路の最後の希望と理想を静かに考えている。

■ 挑戦 (R5.2.19)



▲夜の会合やたまの外食日以外三度の食事を作る女房の慰労も兼ねて、休日は新潟の寓居で過ごすことが習慣となっていた我が家も、新型コロナ感染拡大ですっかり出不精になってしまった。

▲代わって増えたのが30数年前から始めた陶芸。24年前には工房を建てて窯も据えた。一時期、手の爪が割れて土がいじれなくなり遠ざかったこともあったが、それも心臓ペースメーカー手術で血流が改善してか再開できた。

▲以後、ぼちぼちと陶作を続けていたが、新型コロナの外出自粛は工房での引きこもりを誘発し、二年前頃からは備前土・炭化焼成のぐい飲み作りにはまり、今では日課の晩酌で棚にずらりと並んだぐい飲みの中からその日の気分で酒を注いでいる。そして今、昨年夏にNHK「日曜美術館」で見た奈良山中の陶芸家・辻村史朗氏の志野茶碗に触発され抹茶茶碗作りに挑戦し始めた。

▲ただ、ぐい飲みの感触は習わずとも身に沁みついているが、茶碗はそうは行かない。形状、大きさ、厚さ、色合い、飲み口の反り、茶だまりの形等々。以前も挑戦し、出来上がった器を茶碗ではなく「枝豆の殻入れ」として他人様(ひとさま)に差し上げたこともあった。

▲今回の試作第一号は１月に焼き上がり、信楽・特漉(とくこし)土75%に信楽・赤細土25%の混合土を轆轤(ろくろ)で挽き、高台(こうだい)を削り出して素焼きしたものに、萩釉や月白釉を掛け、1250℃で還元焼成した茶碗20個と湯冷まし用の片口10個などだ。

▲早速、お茶を点て感触を確かめたが、侘び寂びの風情が出るまでネコにでも使ってもらおうかと思っている。まだ挑戦は始まったばかりである。